

訪問介護契約書

様（以下、「利用者」といいます。）

一乗ハイツヘルパーステーション（以下、「事業者」といいます。）は事業所が利用者に
対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第 1 条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り
その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる
よう訪問介護を提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を
支払います。

（契約期間）

第 2 条

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の
有効期間までとします。
2. 契約満了の 5 日前までに、利用者から事業所に対して、文章による契約終了に
申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問介護計画）

第 3 条

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「訪問介護計画」
を作成します。
2. 「訪問介護計画」は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に
沿って作成します。
3. 事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。
4. 事業者は、いずれかに該当する場合には、「訪問介護計画」の変更を行います。
 - ① 利用者の心身状況、その置かれている環境の変化等により、当該訪問介護計画
を変更する必要がある場合。
 - ② 利用者が訪問介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。

（訪問介護の内容）

第 4 条

1. 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は、重要事項説明書にあるサービス内容
のとおりです。

2. 事業所は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って、重要事項説明書に記した内容の訪問介護を提供します。
3. 第2項のサービス従事者は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～2級課程を修了したものです。
4. 訪問介護計画が利用者の合意をもって変更され、事業所が提供するサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、担当ケアマネージャーの作成するサービス提供表への押印をもって変更に対する合意とみなします。

(サービスの提供の記録)

第 5 条

1. 事業者は、訪問介護の実施毎に、利用者が依頼する居宅介護支援事業所が作成する所定の書面に記載します。
2. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約終了後5年間保管します。
3. 利用者は事業所の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
4. 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

(利用料金)

第 6 条

1. 利用者は、サービスの対価として、契約書別紙と重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を請求書に明細を付けて、翌月10日以降に利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収証兼明細書を発行します。(この領収証は確定申告等の証明に必要となることがありますので大切に保管してください。)
5. 利用者は、居宅において、サービス従事者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。

(サービスの中止)

第 7 条

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2. 利用者が、サービス実施日の24時間前に通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して、重要事項説明書に定める計算方法により、料金の全額、または一部を請求することができます。

この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いとあわせて請求します。

(利用料金の変更)

第 8 条 事業者は利用者に対して、利用料金の変更があった場合は一ヶ月前までに文章で通知することにより、利用単位毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

ただし、法改正で利用料金の変更があった場合には、概要を説明し、利用料金の変更手続きを通知致します。

(契約の終了)

第 9 条

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において、文章で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文章で通知することにより、この契約を解約する事ができます。

3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が守秘義務に反した場合。
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合。
- ② 利用者またはその家族が事業所やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設等に入所もしくは医療機関に入院した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

(秘密保持)

第10条

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、介護保険法に基づくサービス等を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要とする個人情報以外は利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、介護保険法に基づくサービス等を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要とする個人情報以外は、該当家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

(身分証携行義務)

第13条 サービス事業所は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第14条

1. 事業者は訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2. 事業者は、この契約の内容が変更された場合、又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項または4項に基づいて、解約通知をする際には事前に介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第15条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。なお、事業所以外にも市町村もしくは、福井県国民保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

(本契約に定めのない事項)

第16条

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名 様

【事業者】

(事業者名) 社会福祉法人 光明寺福祉会
福井県大野市犬山19-17-2
(代表者氏名) 代表役員 一乗 玲子
(事業所名) 一乗ハイツヘルパーステーション
(指定都道府県名及び指定番号) 福井県 1870500012 号
(住所) 福井県大野市牛ヶ原154-1-1
(上記契約代理人 管理者) 管理者 一乗 玲子 印

【利用者】

(住所)

(氏名)

印

【代理人】

(住所)

(氏名)

印 (続柄)

訪問介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。

事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 光明寺福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 福井県大野市犬山19号17番地2 |
| (3) 電話番号 | 0779-65-7132 |
| (4) 代表者氏名 | 代表役員 一乗 玲子 |
| (5) 設立年月日 | 昭和54年8月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業の種類 | 指定訪問介護 平成12年 2月 29日指定 |
| 事業所番号 | 福井県 1870500012号 |
| (2) 事業の目的 | 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、利用者が居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように、支援することを目的として、サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 一乗ハイツヘルパーステーション |
| (4) 事業所の所在地 | 福井県大野市牛ヶ原154-1-1 |
| (5) 電話番号 | 0779(65)7131 |
| (6) 管理者氏名 | 一乗 玲子 |
| (7) 事業所の運営方針 | <p>① 訪問介護員等は、要介護の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>② 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> |
| (8) 開設年月日 | 指定訪問介護 平成12年 4月 1日 |

(9) 通常の実施地域

通常の実施地域は、大野市、勝山市、福井市とします。

(10) 営業日及び営業時間

① 営業日

通常の営業日は月曜日から日曜日までとします。但し12月29日から1月3日までは除きます。

② サービス提供時間帯

通常のサービス提供時間帯は、午前8時より午後6時までとします。

ただし、利用者からの要望があった場合は、通常時間及び通常営業日以外のサービス提供を行うこともあります。サービス担当者にご相談ください。

③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

電話番号 0779-65-7131

FAX 0779-65-7130

3. 当事業者の職員

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置します。

(1) 管理者 1名（兼任）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) サービス提供責任者 1名（兼任）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに関わる体制、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行います。又初回加算にも関わります。

(3) 訪問介護員 4名以上（兼任、非常勤含む）

訪問介護員は、訪問介護計画に基づいて各種サービスの提供にあたる。

4. 当事業所が提供するサービス内容

当事業所では、訪問介護計画に基づくサービスの提供を行います。

(1) 身体介護

① 食事介助として、利用者の心身の状態を考慮し、食事介護を行います。

② 入浴介助として、利用者宅の浴槽を使わせて頂き入浴介助を行います。又利用者の状態により、入浴ができない場合は、全身清拭もしくは部分清拭を行います。

③ 排泄介助として、排泄の介助（トイレ、ポータブルトイレ等を使用しての介助）やオムツ交換等を随時行います。

④ 体位変換として、ジョクソウ防止等のための体位変換を随時行います。

⑤ 移動介助として、移動の際の介助を行います。

⑥ その他、利用者的心身に関する介護を行います。

(2) 生活援助

① 掃除として、利用者の居室の掃除を行います。(利用者の居室以外の居室及び庭等の敷地の掃除は行いません。)

② 調理として、利用者的心身の状態を配慮した食事の用意を行います。(家族分等の調理は行いません)

③ 洗濯として、利用者の衣類等の洗濯を行います。(家族分の洗濯は行いません)

④ 買物として、利用者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。また一緒に行き、買物介助を行います。

⑤ その他、利用者に必要な生活援助を行います。

(3) 介護相談

利用者に対して、介護上の相談に応じます。

5. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として、基本料金の1割または2割、3割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用料は自己負担となります。

(1) 利用料

① 訪問介護利用料は重要事項説明書別紙1参照。

② 早朝(午前6時から8時)、夜間(午後6時から10時)での利用については基本料金に対して25%増しとし、深夜(午後10時から午前6時)での利用については基本料金に対して50%増しとします。

③ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

④ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、訪問介護員が二人で訪問した場合は、二人分の料金となります。(基本料金200%増し)

⑤ 初回月に提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は、初回加算として200点／初回月のみ加算させていただきます。加算額は200円となります。

⑥ 利用者やその家族等から24時間以内に要請を受けてサービス提供責任者が介護支援専門員との連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた時にサービス提供責任者又は、その他の訪問介護員が居宅サービス計画に無い訪問介護(身体介護のみ)を行った場合は緊急時訪問介護加算として100単位／回加算させて頂きます。加算額は100円となります。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	基本料金の20%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	基本料金の50%

(3) 支払い方法

当月料金の合計額の請求書に明細を付けて翌日10日以降に利用者に送付します。
翌月末日までにお支払いいただき、領収書を発行いたします。

(4) その他

利用者宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者のご負担になります。

6. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の担当職員が御伺い致します。
訪問介護計画の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。但し、
居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員にご相談
ください。

(2) サービス終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文章でお申し出てください。又は、
事前に介護支援専門員と御相談下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合
がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方に通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

○ 利用者が介護保険施設等に入所した場合。

○ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立） と認定された場合。

○ 利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

下記の場合、利用者は文章で解約を通知することによって即座にサービスを終了
することが出来ます。

○ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。

- ◎ 守秘義務に反した場合。
- ◎ 利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ◎ 当事業所が破産した場合。
下記の場合は、事業所が文章で通知することにより即座に契約を終了させて頂く場合があります。
- ◎ 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合。
- ◎ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ◎ 利用者が入院もしくは入所等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ◎ 利用者や家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合。

7. サービス利用にあっての留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定いたします。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「4. 当事業所が提供するサービス」に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

② 訪問介護サービス実施に関する指示・命令

訪問介護サービス実施に関する指示・命令を全て事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービス実施にあたり、利用者及び家族の事情、意向等に十分に配慮するものとする。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（4）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。

その場合、事業者は変更したサービス内容と提供時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（5）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供あたって、次の該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受。
- ② 利用者の家族等に対する訪問介護及び介護予防訪問介護サービスの提供。
- ③ 飲酒及び喫煙。
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
- ⑤ その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為。
- ⑥ 医療行為。

8. サービス内容に関する苦情

（1）当事業所の相談・苦情担当

事業所は利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望・苦情に迅速に対応します。

なお、事業者以外にも市町村、もしくは福井県国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることが出来ます。

【事業所】

苦情受付担当者	担当	サービス提供責任者 下川 有希
	電話	0779-65-7131
		080-4330-2162

【市町村、国保連】

大野市役所 社会福祉課高齢福祉係	0779-66-1111
------------------	--------------

勝山市役所 健康長寿課	0779-88-1111
-------------	--------------

福井市役所 介護保険課	0776-20-5715
-------------	--------------

福井県国民健康保険団体連合会	
----------------	--

介護保険係	0776-57-1614
-------	--------------

(2) 苦情処理手順

苦情解決責任者は相手方との連絡を取るなどの状況把握に努め、検討会議を行い速やかに具体的な対応に努め、書面に記録し再発防止に努めます。

なお、苦情申し立てを行った利用者に対し、何ら不利益な取扱をすることは一切ありません。

(3) 調査協力及び改善

事業者は、利用者からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、利用者及びその家族、その他からの苦情を受け付けた時、また自治体から改善に対する指導、助言を受けた場合は迅速に改善を行います。

9. 事業計画、財務内容サービス提供記録等の閲覧について

当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、利用者及びその家族のうち、これを希望される方には閲覧して頂けます。希望の方は、職員へ申し込んでください。

契約をする場合以下の確認をする。

令和　　年　　月　　日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業所】

所 在 地 福井県大野市牛ヶ原154-1-1

名 称 一乗ハイツヘルパーステーション

説明者氏名 管理者 一乗 玲子 印

私は、契約書及び本書面により事業者から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

続柄()印

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族等の個人情報については、令和　年　月　日付でヘルパー利用時の契約における秘密保持に関して、下記の場合に必要とする範囲内で、使用することに同意します。

記

ヘルパーステーションが、介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合。

令和　年　月　日

社会福祉法人 光明寺福祉会
一乗ハイツヘルパーステーション

利用者 住 所

氏 名 印

利用者家族 住 所

氏 名 印

利用者は、署名が出来ないため、利用者の意思を確認の上、私が代行します。

署名代行者 住 所

氏 名 印

一乗ハイツヘルパーステーション

利用料金一覧表

基本利用料

《身体介護中心》		利用料		対象項目
身体 1・I	20分以上30分未満	1回	¥300	
身体 2・I	30分以上1時間未満	1回	¥475	
身体 3・I	1時間以上1時間半未満	1回	¥695	
《生活援助中心》				
生活 2・I	20分以上45分未満	1回	¥220	
生活 3・I	45分以上	1回	¥270	
《身体介護・生活援助複合型》				
身1・生1 I	身体20分以上30分未満 生活援助45分未満	1回	¥380	
身1・生2 I	身体20分以上30分未満 生活援助70分未満	1回	¥461	
身1・生3 I	身体20分以上32分未満 生活援助70分以上	1回	¥541	
身2・生1 I	身体30分以上1時間未満 生活援助45分未満	1回	¥556	

《加算・減算料金》			
初回加算（訪問初回のみに加算）		200	
緊急時訪問介護加算		200	
訪問介護同一建物減算1		-10%	
介護職員処遇改善加算Ⅱ サービス利用に係わる自己負担総額の 10%			
* 処遇改善加算は上記の合計単位に加算されます。処遇改善加算 = 1ヶ月あたりの総単数 × 10%			

